

札幌 TMO の事例から

1.はじめに

平成 10 年に、まちづくり 3 法の一つとして現在の「中心市街地の活性化に関する法律」が制定された。この中で、期待されたのが中心市街地のマネジメントを行う組織である TMO である。中心市街地活性化に伴う様々な主体の利害関係を調整・プロデュースし、効率的かつ効果の高い施策を行うことが期待されている。

本稿は地方における中心的都市である札幌市を取り上げその中心市街地施策報告する。

2.札幌における中心市街地

札幌市は、北海道の中心都市とし確固たる地位にある。観光資源も豊富で、年間来客数が 1300 万



中心市街地「狸小路」

人（平成 20 年度の入込客数）の来客数がある。

札幌市における商業的中心市街地は札幌駅前およびここから南へ約 800m の距離にある大通り公園から、すすき野に至るエリアになっている。近年、郊外に大型店舗が進出しておりその結果売り上げ、歩行者数が新規供給のあった駅前を除き減少している。また駅前地区と大通り・すすき野地区がネットワーク化されていないため、このカンの人的流れがスムーズでないなどの問題も指摘されている。双方を結ぶ地下道計画があるものの、特に冬季は雪などのためその傾向が強い。

3.札幌 TMO

札幌 TMO は中心市街地活性化計画に基づき平成 14 年度に設立されている。事務局は札幌商工会議所にある。その運営委員会には商工会議所、学識、行政、商店振興組合、観光協会などの地域関係者によって構成されている。



概念図（HPより）

実際の事業としては平成 20 年度札幌 TMO 事業実施報告によれば、

中心市街地活性化協議会設置準備事業 街なか空間活用事業 街なか案内推進事業 空きビル活用事業 都心共通駐車券事業 都心交通研究会事業、が挙げられている。

これらのうち、の街なか案内推進事業として、ホームページ「さっぽろてくてく」の運営、街なかガイドブックの制作、街なかツアーの実施などを行っている。空きビル活用事業として平成 18 年 10 月から平成 20 年度にわたって行われていた「さっぽろチャレンジオフィス事業」、平成 20 年度より開設された「OYOYO大通まち×アートセンター」(別稿で取り上げ)などがある。

4.おわりに

今後、TMO 事業は大通り、駅前、すすきの地区での 3 社のまちづくり会社の設立を目指し、実際に事業展開を目指すとのことである。

今後、TMO がその実効性を持つには、TMO の調整能力の向上や、長期的視野の計画及びマネジメント力が問われる。そのための人材の発掘及び育成がキーポイントとなると思われる。

地域データ

人口：1,905,777 名 世帯数：891,145 世帯
(札幌市、平成 22 年 1 月)

札幌市中心市街地概念図

